

## 企画提案の募集に関する公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

### 1.事業概要

#### (1)業務名

四国を訪れる旅行者の広域的な周遊観光にかかる基礎調査事業

#### (2)業務目的

コロナ禍を経て、四国における延べ宿泊者数（観光庁が公表する宿泊旅行統計に基づく）はコロナ禍前と比較して回復を見せているものの、外国人延べ宿泊者数については、四国内の各県ごとに大きな差が生じており、日本人国内延べ宿泊者数については、広域周遊観光の強い傾向が見られる首都圏からの宿泊者数がコロナ禍前と比較して半減（2024年に四国を来訪した日本人国内延べ旅行者数（対2019年比））している。四国への誘客、滞在促進及び四国内における受入環境の整備等、広域周遊観光促進に関わる取り組みを効果的に推進するためには、四国観光を取り巻く環境や旅行者特性が近年どのように変化しているのか等、最新の状況を把握する必要性が生じている。

近年における旅の目的や旅行スタイルは、従来の観光名所を巡るものから変化しており、SNSで見つけた絶景スポットを巡るものから、推し活などの聖地巡礼、その土地の自然・歴史・文化と紐付いたストーリーを堪能するに至るまで、多様化している。今後、広域周遊観光を推進するに際しては、多様化した旅行者ニーズを踏まえたプロモーション、プラスワントリップの仕掛け作り、来訪を断念させる阻害要因（宿泊環境等）対策などの重要性が増してきている。

本事業では、旅行者特性の変化にフォーカスし、四国来訪を希望する若しくは希望しない旅行者、四国来訪を経験した旅行者について、旅マエ、旅アトにおける一定の調査によって、そのニーズや特性を明らかにし、旅行者ニーズに対する現行プロモーションや受入環境とのギャップを分析し、今後の取組方針となる地域戦略（仮称）を策定する。地域戦略を策定した後、報告会を開催し、意思統一を図ることで、四国の観光関係者が一体となって、広域周遊観光を推進するための基盤整備を目的とする。

#### (3)業務内容

①業務目的の趣旨に照らし、以下業務を実施すること。

##### <調査業務>

##### ア. 調査内容

##### (a)オンライン調査

・旅マエ、旅アト

##### (b)深掘り調査

##### (c)観光コンテンツの組み合わせ調査

##### (d)四国の観光関係者が実施する「プロモーション状況」及び「旅行商品の販売状況」の実態調査

- (e) 既往調査や既存調査の把握
- (f) AI（人工知能）活用方法の実態調査
- (g) その他、本業務目的の趣旨に照らし有用と考えられる調査内容。【提案募集要素】

#### イ. 調査対象

調査対象市場は、東南アジア3カ国（シンガポール、タイ、マレーシア）、国内旅行市場（首都圏在住者）を必須とする。

#### ウ. 調査手法

- (a) 対象市場毎に、分析・検証の信憑性を担保できる十分なサンプル数を確保することが出来るよう、調査手法（個人旅行者に対する調査とするか、対象市場国の旅行代理店等への調査とするか等）を検討し提案すること【提案募集要素】
- (b) サンプル数の取得が容易ではない次のエリアについては、誘客戦略（戦略策定にて詳述）を提案しうる調査手法を提案すること【提案募集要素】
  - ・ 四国の左下エリア（四万十・足摺エリア、宇和島・愛南エリア付近）
  - ・ 四国の右下エリア（阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町、安芸・室戸エリア）

#### <分析業務>

- (a) 調査対象者に興味ある観光コンテンツを選択させ、旅行者が広域周遊したくなる旅行テーマ等を属性ごとに整理し、選好度を評価すること
- (b) 来訪動機が「点（絶景等）」もしくは「面（ストーリー等）」となる旅行者を属性ごとに整理し、その選択をした動機付けを分析すること
- (c) 無関心層については、当該調査の結果（四国の魅力等を伝えた結果）、「四国を来訪したい・したくない」の確認を行い、その選択に至った動機付けを分析すること
- (d) 四国来訪希望者（経験者）が旅マエ・旅ナカにおいて実際に利用している情報媒体・サイト、収集している情報内容と、実際に利用できる情報媒体・サイト、収集できる情報内容とのギャップを分析すること
- (e) 観光関係者による既存のプロモーションと旅行者ニーズとのギャップを分析すること。
- (f) AI時代を想定し、直近（短期的）で取り組むべき事項、今後（中長期的）取り組むべき事項を分析すること
- (g) AIに活用・掲載されやすいプロモーション方法を分析すること
- (h) 四国への来訪、広域周遊を阻害する要因・促進する要因と旅行者属性との相関性を分析すること
- (i) その他、本調査の趣旨に照らし有用と考えられる分析【提案募集要素】

<戦略策定・報告会開催業務>

(a)分析結果より明らかとなった特性をまとめ、以下事項を踏まえた戦略を策定すること。

- ・旅行者属性と「阻害要因及び促進要因」との相関性、課題解決・緩和、来訪・周遊促進に向けた提案。※以下3点は必須事項
  - 1.来訪動機が点の旅行者をプラスワンさせる仕掛け作りの提案
  - 2.旅行者をリピートさせる仕掛け作りの提案
  - 3.無関心層に対する仕掛け作りの提案
- ・有用と考えられるターゲット層の提案
- ・対象マーケット別に官民それぞれの領域において取り組むべきこと、観光関係者が一丸となって取り組むべきこと、各プレイヤーが取り組むべきことの提案。
- ・四国の左下（四万十・足摺エリア、宇和島・愛南エリア付近）、右下（阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町、安芸・室戸エリア）における誘客戦略の提案
- ・東南アジア市場（シンガポール、タイ、マレーシア）開拓に向けた提案
- ・AIの現状と活用方針の提案
- ・その他、本調査の趣旨に照らし有用と考えられる提案【提案募集要素】

(b)上記戦略策定後、四国内の観光関係者向けの報告会を実施すること。

- ・有識者による講評やパネルディスカッション等、関係各社の機運醸成に資する開催内容を提案すること【提案募集要素】
- ・報告会は対面・オンラインの併用とし、調査結果や改善提案等について分かりやすく説明すること
- ・報告会説明資料としてPower Point資料を作成すること
- ・四国観光関係者への呼びかけやとりまとめ、会場確保・会議運営等の調整は発注者が行うこと

② 本業務の成果について、以下のとおり成果物を作成・納品すること。

提出物：最終報告書3部及び電子データ（Power PointまたはWord）

報告会動画（アーカイブ配信用）

調査票、アンケートデータ、集計表（Excel）

(4) 業務実施における留意事項

- ・本業務の実施にあたり四国観光関係者と連携が必要な場合は、あらかじめ承諾を得ておくこと。ただし、（一社）四国ツーリズム創造機構への協力を求める場合においては、四国運輸局より協力依頼を行うものとする。

(5) 想定スケジュール（時期・内容）

【時期】

【内容】

7月頃

調査に向けての調整

8月頃	調査着手
12月末～1月中旬頃	戦略策定
1月下旬～3月上旬頃	報告会

履行期限：令和9年3月19日(金)

## 2.企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格」(全省統一参加資格)において「役務の提供等」(四国)の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料(別紙様式)を担当部局へ提出し、提案書又は入札書の提出期限までにその同意を得ていること。
- (4) 四国運輸局長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 本企画競争は、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者(この項において「グループ」という。)の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成するすべての者が上記(1)から(5)に記載するすべての要件に適合していることが必要である。また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書(別添様式)を添付すること。

## 3.手続等

### (1) 担当部局

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎南館4階

四国運輸局観光部国際観光課 担当:藤本竜士

[TEL:087-802-6736](tel:087-802-6736)

Email:[skt-international1@ki.mlit.go.jp](mailto:skt-international1@ki.mlit.go.jp)

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年5月21日(木)～令和8年6月10日(水)まで

交付場所：3.(1)に同じ。

交付方法：手交又はメール※手交を希望する場合は、3.(1)の担当に事前連絡を行うこと。

### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年6月10日(水)17:00。

提出場所：3.(1)に同じ。

提出方法：メール。

- (4) 説明会の日時及び場所等無し
- (5) 企画提案に関するヒアリング無し

#### 4,その他

- (1)本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)関連情報を入手するための照会窓日は、3.(1)に同じ。
- (3)提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4)提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的に使用しない。
- (5)提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。
- (6)特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)における、行政機関が取得した文書として開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8)その他の詳細は説明書による。

令和8年5月21日  
四国運輸局観光部国際観光課